

第23章 反逆罪、国の平和または独立に反する罪、および、国防に関する犯罪

第1節 反逆罪

第581条 スペインに戦争を宣言するようにある外国勢力を誘致した、または、それと同じ目的で合意したスペイン人は、15年から20年の禁固刑に処せられる。

第582条 次の者は、12年から20年の禁固刑に処せられる：

1. 敵に、スペインへの進入、国家のある場所、軍事拠点、船舶または航空機、または、経理倉庫または兵器倉庫の占領を容易にするスペイン人。
2. スペイン人兵士またはスペインに奉仕する兵士を、戦闘中に、敵側に行く、または、その部隊から脱走するように、扇動するまたは寄せ集めるスペイン人。
3. 敵の旗の下で、スペインに戦争を起こすために、人を募集する、または、武器やその他の効果的な手段を供給するスペイン人。

第583条 次の者は、12年から20年の禁固刑に処せられる：

1. 敵の旗の下で、祖国に対して武器を取るスペイン人。

首魁またはプロモータとして、または、なんらかの指揮権を持って行動する者、または、当局である者には、1段階高い刑が科される。

2. 敵軍に、資産、武器、船舶、航空機、財物または経理または兵器軍需品、あるいは、スペインを攻撃するために直接かつ効果的な他の手段を供給する、または、前条に含まれない形で敵軍の進行に役立つスペイン人。
3. スペインを攻撃する、または、敵軍の進行に役立つ目的に直接通じる要塞、建物または土地の地図、文書または情報を、敵に提供するスペイン人。
4. 戦争中に、国軍が本条第2号に示される援助を、または、第3号に示されるデータおよび情報を受けることを妨害するスペイン人。

第584条 外国勢力、国際団体または組織を利する意図をもって、国の安全または国防を損なう可能性のある秘密または機密と分類される情報を入手、偽造、無使用化または暴露するスペイン人は、反逆者として、6年から12年の禁固刑に処せられる。

第585条 本節の前数条に規定される犯罪のいかなるものについての扇動、共謀および教唆は、対応する刑より1または2段階低い刑に処せられる。

第 586 条 本節に含まれる犯罪のなんらかを犯したスペイン在住の外国人は、それら(犯罪)に示される刑より 1 段階低い刑に処せられる。ただし、外交官、領事および国際機関の職員に関して条約または国際法で規定されていることは除かれる。

第 587 条 本節の前数条に規定される刑は、それらに含まれる犯罪をスペインの同盟勢力に対して犯した者に、共通の敵と戦闘状態にある場合、適用される。

第 588 条 憲法の規定を遵守せずに、戦争を宣言した、または、講和を締結した政府のメンバーは、15 年から 20 年の禁固刑に処せられる。

第 2 節 国家の平和または独立を危うくする罪

第 589 条 国家の独立または安全を攪乱する、スペインの法律遵守に対立する、または、その不遵守を扇動する外国政府の指図、指令または文書のいかなるものをスペインで公表または実行した者、1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。

第 590 条 ① 違法行為でもって、または、適法に許可されていない行為でもって、他の勢力側からのスペインに対する戦争の宣言を扇動または原因付けた者、または、スペイン人にその人身または財物に侮辱または報復を体験させた者は、(その者が) 当局 (* 当局の人的範囲については第 24 条参照) または公務員の場合は、8 年から 15 年の禁固刑に処せられ、そうでない場合は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられる。

② 戦争が宣言されるに、また、侮辱または報復が効果を持つに、至らなかった場合は、それぞれ、1 段階低い刑が科される。

第 591 条 スペインが介入していない戦争の間に、国の中立性を危険に置くいかなる行為を実行した、または、中立性維持のために政府が布告した規則に違反した者は、それぞれの場合に応じて、前条に規定される同じ刑に処せられる。

第 592 条 ① 国家の権威を損なう、または、スペインの尊厳や重大な利益を危険に置く目的で、外国政府、その職員、または、国際または外国グループ、組織または団体といかなる種類の通謀または関係を維持した者は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられる。

② 戦争または反乱を誘発する意図で前項に係わる行為を行なった者は、本法第 581 条、473 条または第 475 条に従って、ケースに応じて、処罰される。

第 593 条 スペイン国と他の敵との間、または、その交戦軍隊の間で合意された休戦または停戦協定を侵害した者には、8 年から 15 年の禁固刑が科される。

第 594 条 ① 戦争時に、国家の信用や国家の利益を損なうことを目的とした偽りのニュースまたは噂を伝達または流布させたスペイン人は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

② 前項に含まれる行為のなんらかをスペイン領で行った外国人は、同じ刑に処せられる。

第 595 条 適法に譲許された許可なしに、スペイン内である外国勢力のために兵を起こした(levantar tropas)者は、提案する目的、または、それが敵対しようとする国の如何に係わらず、4年から8年の禁固刑に処せられる。

第 596 条 ① 戦争時に、また、政府がそれを禁止したときに、国家の平和、安全または独立を危険に置く目的で敵国と通信した、または、その軍隊に雇用された者は、1年から5年の禁固刑に処せられる。通信の中に敵が利用できた通知またはニュースがあった場合は、8年から15年の禁固刑が科される。

② 例え、法律を回避するために、通信を友好国または中立国を通して宛てても、本条に含まれる犯罪を実行した者は、同じ刑に処せられる。

③ 犯人がその通知またはニュースで敵の役に立つことを提案した場合、第 583 条第 3 号または 4 号に含まれると推定される。

第 597 条 政府が(それを)禁止しているとき、国の領域内に居て、敵国に行った、または、行こうと図ったスペイン人または外国人は、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第 3 節 国防関連秘密・情報の漏洩および暴露

第 598 条 外国勢力を利する意図なしに、国家の安全または国防に関連する情報を、または、軍または軍需産業が採用している技術手段またはシステムに関する秘密または機密と法的に評価される情報を、取得、暴露、偽造または無使用化した者は、1年から4年の禁固刑に処せられる。

第 599 条 前条に規定される刑は、次の事由のなんらかが伴うときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：

1. 犯人が、その職務または仕事により、機密または情報の受寄者または専門家(conocedor)である。
2. 当該暴露が機密または情報を、なんらかの社会通信手段(SNS?)で、または、その拡散を確実にする形式の手段で、一般に知れ渡らせた。

第 600 条 ① 明示的な許可なしに、アクセス制限された、また、その知見が秘密または機密と法的に評価される情報により保護・保留されている軍の区域、施設ま

たは機材に係わる図面または書類を複写した者は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

② 現行の法令に定められた規則を遵守しないで、国の安全または国防に関する（対象）物または秘密または機密と法的に評価される情報を所持している者は、同じ刑に処せられる。

第 601 条 その職務、権限または役務の理由により、国の安全または国防に関する（対象）物、または、秘密または機密あるいは軍事的利益と法的に評価される情報を所持していて、または、公的に知見があつて、そして、重過失によって、許可されていない者の知見に供させた、頒布した、公表した、または、使用できなくした者は、6月から1年の禁固刑に処せられる。

第 602 条 秘密または機密と法的に評価された原子力に関連する情報を、漏泄、漏洩、開示、窃取または使用する者は、行為が他の法律においてより重罪と指定される場合を除いて、6月から3年の禁固刑に処せられる。

第 603 条 許可なしに、その職務または仕事の理由で所持する法的に秘密または機密と評価される国防に関連する通信文または書類を、破壊した、使えなくした、改ざんしたまたは開封した者は、2年から5年の禁固刑および公雇用または公職について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 604 条 （内容なし）